

小美玉市 地域防災計画（改定案）

【概要版】

■□目 次■□

| | |
|--------------------------------|---|
| I. 改定の背景 | 1 |
| 1 目的・概要 | 1 |
| 2 計画の体系 | 1 |
| 3 近年の主な防災対策の動向 | 2 |
| II. 主な改定のポイント | 3 |
| 1 新規に記載した計画 | 3 |
| 2 名称、被害想定の変更等 | 3 |
| 3 災害予防に関する事項の追記・修正点 | 4 |
| 4 災害応急対策に関する事項の追記・修正点 | 5 |
| 5 災害復旧・復興対策に関する事項の追記・修正点 | 6 |

I. 改定の背景

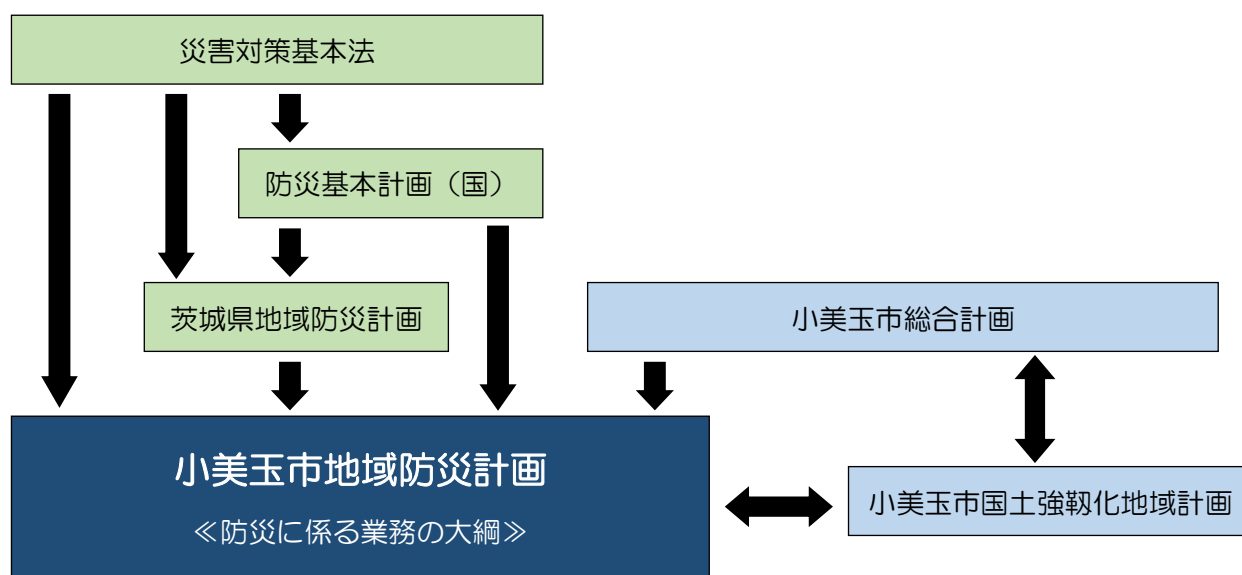
1 目的・概要

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、小美玉市防災会議が策定する「小美玉市地域防災計画」は、市、県、防災関係機関、事業者、住民が総力を結集し、主体間で連携を図り、「自助」「共助」「公助」を実現することにより、風水害、地震災害等の予防、応急、復旧及び復興対策を実施し、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

今回の改定は、災害対策に関連する法令改正や国及び県の最新の防災計画等との整合性を図り、近年の災害発生状況などの内容を踏まえた計画とするためのものである。

2 計画の体系

国の「防災基本計画」及び「茨城県地域防災計画」との整合を図るとともに、「小美玉市総合計画」や市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合、「小美玉市国土強靱化地域計画」との連携を図る。



3 近年の主な防災対策の動向

| No | 項目 | 時点 | 概要 |
|----|--------------------|--------|---|
| 1 | 防災基本計画の修正 | H30. 6 | <ul style="list-style-type: none"> ●「逃げ遅れゼロ」を目指す対策の強化 ●危険区域内の要配慮者利用施設について、避難計画の作成及び避難訓練が義務化 |
| 2 | 避難勧告等に関するガイドラインの改訂 | H31. 3 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難のタイミングの明確化 ●住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け、情報と行動の対応が明確化 |
| 3 | 防災基本計画の修正 | H31. 5 | |
| 4 | 防災基本計画の修正 | R2. 5 | <ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策の充実 ●避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施 |
| 5 | 避難勧告の廃止 | R3. 5 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告を廃止し、避難指示に一本化 |
| 6 | 防災基本計画の修正 | R4. 6 | <ul style="list-style-type: none"> ●盛土による災害の防止に向けた対応 ●安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 |
| 7 | 茨城県地域防災計画の改訂 | R5. 1 | <ul style="list-style-type: none"> ●危険が確認された盛土に対する速やかな是正指導 ●災害時における女性に特化した相談窓口の設置など女性の視点を踏まえた防災対策 |
| 8 | 防災基本計画の修正 | R5. 5 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担の明確化 ●被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳や避難行動要支援者名簿等の作成・管理にデジタル技術の活用を検討 |

II. 主な改定のポイント

※以下の表は、左側に「修正内容」、右側に「改定の根拠」を記載しています。

| ○修正内容 | 改定の根拠 |
|-------|-------|
|-------|-------|

1 新規に記載した計画

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

| | |
|---|---------------------------------------|
| ○市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、当該地震発生時の応急対策、後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応等に関する内容を新規に記載 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 |
|---|---------------------------------------|

(2) 原子力災害対策計画

| | |
|---|---------------------|
| ○防災基本計画、茨城県地域防災計画に基づき、原子力災害が発生した場合、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策等について新規に記載 | 防災基本計画 茨城県地域防災計画 |
|---|---------------------|

2 名称、被害想定の変更等

(1) 避難情報に関するガイドラインの改定

| | |
|--|---------|
| ○住民が取るべき行動を5段階で示す警戒レベルで、2番目に高い「4」に当たる避難情報のうち「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化 ○「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に変更 ○「災害発生情報」は「緊急安全確保」に変更 | 災害対策基本法 |
|--|---------|

(2) 被害想定の変更

| | |
|---|----------------|
| ○県が平成30年12月に実施した茨城県地震被害想定の見直しに基づき、市の被害想定を改定 | 茨城県地震被害想定調査報告書 |
|---|----------------|

3 災害予防に関する事項の追記・修正点

(1) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

| | |
|---|--------|
| <p>○浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等について、情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行うとともに、避難確保計画の作成、避難訓練を実施について支援する。</p> <p>○避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、警戒レベルに対応した住民が取るべき避難行動を周知する。</p> <p>○避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう周知する。</p> | 防災基本計画 |
|---|--------|

(2) 情報の収集伝達体制の強化

| | |
|---|----------------|
| <p>○小美玉市行政メール、災害情報共有システム（L-ALERT）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の通信機能等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> | 市の取組 防災基本計画 |
| <p>○災害発生時の避難指示等及び各種災害情報を迅速かつ正確に伝達するため、デジタル方式による防災行政無線（固定系）の整備が完了していることから、適切な維持管理を行うとともに耐用年数等に応じた適正な更新を実施する。</p> | 市の取組 |

(3) 避難所の管理・運営体制の整備

| | |
|--|--------|
| <p>○避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に実施する。</p> <p>○住民等に対し、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるとともに、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> | 防災基本計画 |
|--|--------|

(4) 事業所等の事業継続体制の強化

| | |
|--|--------|
| <p>○事業所等は、事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動を推進する。</p> | 防災基本計画 |
|--|--------|

(5) ボランティア組織の育成・連携

| | |
|--|------|
| <p>○市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。</p> <p>○小美玉市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備する。</p> | 市の取組 |
|--|------|

4 災害応急対策に関する事項の追記・修正点

(1) 情報伝達・広報の強化

| | |
|--|--------|
| <p>○避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>○危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。</p> | 防災基本計画 |
| <p>○自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。</p> | 市の取組 |

(2) 避難行動要支援者に対する安全確保対策

| | |
|--|---------|
| <p>○避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、安否確認や救助活動を実施する。</p> | 災害対策基本法 |
|--|---------|

(3) 避難生活への支援体制の整備

| | |
|--|--------|
| <p>○避難所の運営に関して女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮する。</p> <p>○必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> | 防災基本計画 |
| <p>○車中泊による避難を受入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。</p> | 市の取組 |

(4) 住民等からの問合せに関する対応

| | |
|--|--------|
| ○被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。その際、被災者の個人情報の管理を徹底する。 | 防災基本計画 |
|--|--------|

(5) 精神保健、心のケア対策

| | |
|--|------|
| ○ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士、児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人等の避難行動要支援者に対する心のケア対策を実施する。 | 市の取組 |
|--|------|

5 災害復旧・復興対策に関する事項の追記・修正点

(1) 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

| | |
|---|---------------|
| ○自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。 | 茨城県 地域防災計画 |
|---|---------------|